

第 6 9 回（令和 7 年度第 1 回）学長選考・監察会議議事要録

日 時 令和 7 年 4 月 2 5 日（金） 1 5 時 0 0 分
場 所 愛知教育大学本部棟 3 階 第二会議室
出席者 委員 8 名
(第 1 号委員)
鵜飼裕之、鈴木文三郎、坂野幸彦
(第 2 号委員)
岩山 勉、山口 匡、矢島正浩、伊藤俊一、鷹巢 純
欠席者 春日規克、福谷朋子（第 1 号委員）
陪席者 中川監事（リモート）、下野谷監事（リモート）
太田事務局長（兼総務・企画部長）、伊原総務課長
開 会 1 5 時 0 0 分

議事に先立ち、議長から、本日出席の委員数が確認され、会議成立が宣言された。次いで、事務局から本日の日程の説明があった後、第 6 8 回の議事要録について確認した。

議 事

1. 学長の任期及び選考方法等について

議長から提議され、事務局から、学長の任期及び選考方法等の見直しについては、令和 6 年 3 月から検討を始め、委員から様々な意見聴取を行い、構成員へのパブリックコメントを実施し、その結果を踏まえるなど議論を重ね、前回開催の本会議において、現行の学長の任期及び選考方法等を改正することが承認されたことを受け、改正案は、現行の任期 4 年、再任 2 年とする最大 6 年の任期を改正し、継続して安定的な大学経営が行うことができるようにするとともに、任期の長期化を懸念するとの意見を考慮した上で、学長が継続して在任する場合は 10 年を上限とし、「国立大学法人愛知教育大学役員規程」第 5 条の規定を改正することについて、資料 1 に基づき説明があった。

次いで、選考方法等については、現職の学長の任期が 6 年を超える時点で、新たな「学長選考基準」（議事 2）を制定し、学内外の学長候補適任者の中から学長候補者を選出する手続きを行うこと、今回の改正案の施行日は、次の役員会の承認日となり、今年度実施する学長選考から適用するとし、現職の学長が学長候補適任者になることが可能であることなど改正後の学長選考の考え方について整理し改正案とした旨の説明があった。

その後、次のとおり意見交換を行い、改正案を役員会へ提案する際は、資料 1 の原案の文言修正とともに、本会議においての任期及び選考方法等の検討プロセスがわかる資料を加えることとし、これを承認した。

また、学長経験者が退任後に引き続くことなく、改めて学長候補者に選出され学長となる場合の任期についても、今回の改正案が適用されることの確認がなされた。

○委員からの意見

- 最大10年を上限とはせずに、6年の任期に上限を設けない形で、6年満了時にその都度新たに選考するということではいけないのか。
- 上限は設けずシンプルに4年の任期(再任2年も必要ない)とし、現職の学長も新たな候補者も学長候補適任者となり、本会議が学長候補者を選出し決定すればいいのではないのか。
- 中期計画中期目標は6年単位なので、12年という上限とすることではないのか。
- 最近の動向としては、大学そのものが中長期的なビジョンを持ち、期をまたぎ継続的に改革を進めていく事が重要である。その流れの中では、6年にこだわる必要がなくなっている。他大学でも学長に望むこととして、ビジョンを受け継ぐのが学長の使命と明文化している大学もある。
- 現行の任期4年、再任2年の考え方は、「4年」は一定の任期期間で「再任2年」は現学長に対し業績評価をした上での延長であり、他の候補者は立候補できない制度になっている。
- 任期に上限を設けない場合、学長の在任期間が長期にわたることによって弊害化が懸念される。そのことを加味すると、現行の6年に引き続き4年とし、10年を一つの目途にするという考え方ができる。また、現行の任期規定「引き続き6年を超えて在任することができない。」の解釈としては、一旦学長を退任し再登板するケースは認められるのか、確認したい。
- 本学としては、一旦学長を退任した後、間を空けて再登板することは認められると理解している。他大学の学長の任期規定においても「引き続き6年を超えることができない。」としており、連続することを想定して上限を設けて運用している。
- 任期に上限を設けるに関し、パブリックコメントの自由記述での意見には、学長の任期の長期化を懸念する声があったことと、前回本会議での議論で一定の上限を設けた方がいいという委員からの意見を踏まえ10年を上限として提案するものである。
- こういったルールは、定期的な見直しが必要であり、今後、状況に応じて変更することもあると思う。本会議において、中期目標中期計画に沿った事業継続の観点からも、学長の任期がもう少し長い方がいいのではないかと判断をしたものとする。一方で任期の長期化により弊害が生じる可能性があることを懸念する。現時点においては、現行の任期に4年を加え最大10年と整理したと考える。
- 野田学長は、現行の規程の下で学長に就任したが、今回の任期規定改正後の任期と選考方法は、野田学長の在任中に改正案が決定し施行されればその対象となるのか。

○野田学長の在任中に規定改正を行い効力の発生時期が学長選考より前であれば適用される。

○パブリックコメント実施結果の公表について、今後、周知の方法を考えているか。

パブリックコメントには反対意見もあった中で、それを上回る賛成要素があったから任期の改正の議論を進めていることが今の資料では反映されていない。パブリックコメントを受け止めて進めているという形には見えない。改正する必要があるのかという部分が欠落しているので、何らかの認識表示をした方がいいのではないかな。

○パブリックコメント実施結果の公表の周知は、4月23日（水）教授会にて大学教員、事務職員へ行い、附属学校教員へは附属教員用の掲示板に掲載し周知を行った。

○本会議において、任期の改正を進める議論を行った中で、構成員の意見も聴取した上で決定することとした。パブリックコメントの結果は、反対意見もあったが多くの賛成意見を持っていることが確認できたため、本会議での任期改正を後押しするものであった。パブリックコメント実施の際に学長選考・監察会議としての考え方を整理し、なぜ任期改正が必要なのか理由を明記している。改正案を本会議から役員会に提案する際に改正に向け議論してきたプロセスも添え、構成員にも同様の周知をすることが必要である。

○改正に向けたプロセスが丁寧かつ適切に進められているということが、構成員にしっかり伝わるような工夫は必要である。また、任期に上限を設けるか設けないかに関しては、マネジメントリスクコントロールの観点から言えば、リスクの予防的低減の意味合いで任期の上限を設け規程に明文化しておくことが良い。任期の上限を設けることは、デッドラインを見据え次にバトンをわたすことができる人材の育成や、政策達成のために時間的ゴールを設定となり、そこに向けてのモチベーションを生むことにもなる。この意味でも上限を定めておくことは重要である。なお、パブリックコメントの結果は、改正の方向に多くの支持を得たことが確認できるものであった。その中で、任期に上限の定めがあるべきという意見が相当数あった。パブリックコメントを尊重する意味でも、任期の上限は定めるべきと考える。

2. 学長選考基準について

議長から提議され、事務局から、現行の「学長選考基準」を策定した2017年（平成29年）2月からは大学を取り巻く社会環境も変化しており、国立大学法人ガバナンス・コードに記述された「国立大学法人の長の責務」の考え方や中央教育審議会の答申などの内容を盛り込み、新たな「学長選考基準」を制定した上で学長選考を行いたい旨、資料2に基づき説明があった。

次いで、議長から、新たな「学長選考基準」を定めるにあたっての要点が示され、資料2の新たな学長選考基準案に基づき意見交換を行い、次回会議で決定したい旨の説明があった。

3. 学長選考における意向聴取の実施方法について

議長から提議され、事務局から、意向聴取の実施方法について、従来、投票用紙による投票を行ってきたが、意向聴取有資格者の利便性の向上や投票管理運営に携わる者の労力の省力化などを考慮し、次期学長選考における意向聴取の実施方法は、オンライン投票へ移行したいことについて説明があった。

次いで、オンライン投票を行う際の留意事項、学内への周知等の対応及び関係規程の整備について、資料3に基づき説明があった。オンライン投票をする際は、手順を定め、公平性、公正性を確保した上で実施することとし、今年度に行う学長選考の際は、オンライン投票とすることが承認され、オンライン投票実施に関する手順などの詳細は、次回会議で提案することとした。

また、意向聴取有資格者の対象範囲について、次回会議で確認することとした。

【次回開催について】

日時・場所については、後日調整することとした。

閉 会 17時05分